

(劇場等の定員)

第60条 劇場等の関係者は、次の各号の定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによつて算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。
 - ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満の端数は、切捨てるものとする。）とする。
 - イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
 - ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数
- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。
- (3) 1つのます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕

【趣旨】

本条は、定員管理に関する規定であつて、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について定めたものである。

【解説】

- 1 第1号ウの「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場を設ける部分その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。
- 2 客席内の通路は、全て第2号の避難通路に該当し、第57条、第57条の2、第58条から第59条までに定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することはできない。したがつて、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。
- 3 第4号の「定員表示板」は、規則第15条により、文字を黒色、地を白色とし、その大きさは幅30センチメートル、長さ25センチメートル以上となっている。また、「満員札」は、同様に、文字を白色、地を赤色とし、その大きさは幅50センチメートル、長さ25センチメートル以上となっている。
- 4 第4号の「その他公衆の見やすい場所」とは、例えば、入場券発売窓口、外壁等をいう。また、規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場券発売窓口も多い場合があるため、その形態、規模に応じて掲出しなければならない。